

平成28年度事業計画

当連合会は、公益社団法人として、労働基準法等関係法令を普及し、適正な労働条件の確保等のために必要な事業を展開することにより、我が国の労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与するための活動を強化することとする。特に、平成28年度においては、当連合会の正会員である都道府県労働基準協会連合会等(以下「正会員協会」という。)と密接に連携しながら、企業等の労働時間をはじめとする労務管理や安全衛生管理等の適正化など自主的な就業環境整備を積極的に支援する受託事業など公益目的事業を展開する一方、当連合会の運営基盤を安定させ、充実した公益活動を実施するために必要な収益事業活動を推進する。

I 公益目的事業

1 公益目的事業1(教育・研修事業)

労働基準法等関係法令の普及、労務管理・安全衛生管理の知識の習得、能力向上を支援するためのセミナー、講習会等を開催条件の整う正会員協会との共催方式(個別労働紛争解決研修(基礎・応用)を除く。)により開催する。

(1) 労務管理セミナー

企業等が抱える人事労務管理上の諸課題を幅広く取り上げ、その要点と対応策等について分かり易く解説するセミナーを開催する。

(2) 衛生管理者免許試験受験準備講習会

衛生管理者免許の取得を支援するため、当連合会が発行する専用テキスト(過去問を中心とした第一種衛生管理者合格水準問題集・第二種同)をメインテキストとする速習型講習会又はサブテキストとする錬成型講習会を開催する。

(3) 「働くときのA・B・C」セミナー

新入社員・就職内定者・求職者支援訓練受講者などを対象に、当連合会が発行する「働くときのABC～働く前にこれだけは知っておきたいマナー・ルール・法律(改訂増補2版)」をテキストとするセミナーを、大学等のニーズに応じて開催する。

(4) 個別労働紛争解決の研修(基礎・応用等)

厚生労働省の委託事業である「個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業」の一部で、企業内での個別労働紛争の発生を防ぎ、自主的な解決を促進するための人材を育成するため、昨年度に引き続き、労働関係法と労働判例等を解説する基礎研修を11都市で15回、グループ討議やRPGを含む応用研修を8都市で13回実施する。なお、そのうち各1回は基礎・応用セット研修とし、応用研修のうち1回は日程を延長した特別研修とする。

(5) 新任人事・労務・安全衛生担当者研修(仮称)

労働基準法等労働関係法令の遵法水準を底上げし、人事労務管理の適正な手法を普及させる観点から、企業の新任の人事労務・安全衛生管理担当者を対象とした基礎的かつ幅広い内容(労基・安衛・均等・育介・労働保険・社会保険・年金・税務など)の研修用専用テキストの開発を引き続き進める。

2 公益目的事業2(情報提供事業)

労働基準法等労働関係法令を普及するとともに、個別労働紛争の発生を防ぐため、不特定かつ多数の者に、人事労務管理や安全衛生管理に有益な各種情報を提供する事業を、次のとおり実施する。

(1) 労働基準関係判例情報の提供

企業等の適正な人事労務管理に資するために、これまで集積してきた労働基準法関係判例(昭和23～平成26年分の7,075件収録済)に追加収録するほか、閲覧者の利便性を高めるため、体系項目・ID番号による検索に加え、全基連ホームページ判例サイト内検索からも検索できることを周知する。

(2) メール・マガジンの発行と希望者への配信

労働法や関係政省令の改正、審議会報告等労働行政の動き、労働基準監督署による送検事例(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等違反被疑事件)のほか人事労務・安全衛生管理に役立つ情報を、メール・マガジンとして不特定かつ多数の者に無料で提供する。このため、当連合会のホームページのトピックス欄に、引き続きメール・マガジンの配信希望者を募集するお知らせを掲載する。

3 公益目的事業3(国等からの受託事業)

不特定多数の事業者・労働者を対象に、勤労者の福祉の向上を目的とする事業を国等から受託し、正会員協会の理解と協力を得ながら、次のとおり実施する。

(1) 新規起業事業場就業環境整備事業(総合評価落札方式による直接受託)

起業等した後5年以内の新規起業事業場が、労働時間の適正な管理や安全衛生の確保など就業環境の自主的な整備を支援するため、都道府県支部に本事業を統括管理するコーディネーターと個別事業場を支援する普及指導員を委嘱・配置し、就業環境整備の基礎知識を習得させる整備セミナーを各支部1回以上、全国で計54回以上開催するとともに、事業場からの個別支援の申込みに応じて、普及指導員を約400事業場以上に赴かせ、その業態等に相応しい助言・指導を行わせる事業を、昨年度に引き続き実施する。

(2) 「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業

(総合評価落札方式による直接受託)

この事業は、「労働条件相談ほっとライン」(着信課金電話)を設置して、労働基準関係法令等に造詣の深い相談員を配置し、過重労働、違法な時間外労働など労働基準関係法令に関する問題を抱える労働者や事業主等からの相談を、水曜日を除く平日(祝日を含む)夜間(17時~22時)や休日(土・日10時~17時)に受け付ける無料電話相談事業を、新たに実施する。

なお、この事業は、平成26年度に、民間会社からその一部を業務受託して、相談員が活用する「相談マニュアル」「執務要領」等を作成した経緯があり、今回は、当連合会が2月9日に落札したもの。

(3) 個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業

(企画競争方式による直接受託)

労働組合員及び事業所の労務担当者等を広く対象として労働法制の基礎知識を付与する「労働問題解決セミナー」を、新たに、全国7都市で計8回開催するほか、昨年度に引き続き、委員会等を運営して、企業内での個別労働紛争の発生を防ぎ、自主的な解決を促進するための人材を育成する研修用のカリキュラムを策定するとともに研修用テキストを作成する。

(4) 大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業

(総合評価落札方式による直接受託)

これから就職する大学生・高校生等を対象に、別途制作する専用テキストを用いて、労働基準関係法令等の知識を周知・啓発し就職活動の一助とするとともに、就職先の企業等が同関係法令に違反しているか否かを判断できる知識や労働条件等に関し疑問を抱いた場合の対応策等を身につけるためなどのセミナーを実施する。

なお、セミナーは、大学生・専門学校生等向けに各ブロックで計26回、主に商業・工業高校等を対象に100校以上で開催する。

(5) インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業(間接受託)

インターネット上の書き込みや求人情報等を長時間労働や過重労働など特定のキーワードで自動的に検索した結果、ヒットした事業場情報の中から選別・抽出し、当該事業場を管轄する労働局へ情報提供する事業を受託した民間会社とその業務の一部を、昨年引き続き、提携して実施する。

(6) 労働条件ポータルサイトのコンテンツ制作編集(間接受託)

若者の使い捨てが疑われる企業等への対応策の一環として、労働条件問題に関するQ&A、裁判例の紹介等の労働条件に関するポータルサイトの設置・運営する事業を受託した民間会社と検討委員会の設置・運営などその事業の一部を、昨年引き続き、提携して実施する。

(7) 受動喫煙防止対策セミナー事業(間接受託)

職場の受動喫煙防止対策事業を受託した団体から、その事業の一部である受動喫煙防止対策セミナーを、昨年引き続き、再委託を受けて、全国で計85回開催する。

(8) 働き方・休み方改善に向けた労働時間等のルールの定着事業(間接受託)

「労働契約法等労働関係法令の基礎知識」と「無期転換ルール」をテーマとするセミナー等の事業を受託した民間会社から、その事業の一部である「中小零細企業団体・企業向けセミナー」と「セミナー終了後の個別相談会」開催部分の再委託を受け、各支部で2回開催する。

(9) その他の受託事業(直接・間接受託)

イ 介護事業場就労環境整備事業

主に中小零細規模の介護事業場を対象に、労務管理や労働災害防止の基礎知識を深めるセミナーを各支部1回以上開催するとともに、約300事業場がその業態に則した就労環境を自主的に改善するのを個別的に支援する事業に応札する予定。

なお、本事業は、先の公告に応札したが、上限価格を超えていたこと、一者応札であったことから、近々、再公告が見込まれているもの。

□ その他の事業

今後、公告された事業に応札するか否か、他団体が落札した事業の提携実施、再委託に応じるか否かは、当連合会の設立目的・趣旨及び本部・支部の主体的能力等を勘案して決する。

II 収益事業

就業環境の整備、人事労務管理の改善に向けた企業の自主的な取組みを支援するため、また、当連合会の財務基盤を安定させるため、各種実務図書の制作・頒布に努める。

広報・出版事業

前記教育・研修事業のセミナー、研修用テキストを含め実務解説図書・啓発用図書・窓口配布用解説パンフレット等は、社会的な関心の高まりなどそのニーズに応じて、労働基準関係分野に限定することなく、制作し発行する。

なお、既刊図書は、ニーズの強弱などを勘案しつつ、法改正などに対応させる必要性が高いものから、順次、改訂する。

III 共益目的事業

相互扶助等の観点から、正会員協会を対象に次の事業を引き続き実施する。

1 共済貸付事業

正会員協会が実施する各種事業を円滑に進めるのに必要な資金を融通する事業を、当連合会の資金運用上可能な範囲内で引き続き運営する。

2 共済損害補填事業

加入した正会員協会の事務所等が天災や火災、盗難等により被った損害の一部を金銭的に補填する事業を、引き続き運営する。

3 情報提供事業

正会員協会が各種事業活動を円滑に進めるのに役立てるため、正会員専用ページ、メール・マガジンを用いるなどにより、次の情報を提供する。

- イ 正会員協会の総会関係資料
- ロ 正会員協会の動向に関する情報
- ハ 労働行政等の動向など

IV その他

1 賛助会員の入会勧奨

賛助会員の新規入会勧奨、退会防止に努めるとともに、賛助会員に提供するサービスの向上に努める。

2 経理関係事務指導の実施

全国会議のほか種々の機会を捉えて、区分経理の徹底等適正な経理処理のための事務指導に努める。

V 会議等

以上の事業を円滑に運営するため、各種会議を、別紙のとおり開催する。

なお、会議は、経費を節減しつつ効率的に開催するとの観点から、可能な限り集約・統合して開催する。